

年金・税

国民年金学生納付特例の申請を

◇申請は毎年度必要です。令和2年度分の申請をしていない人は早めに手続きを ◇必要なもの…学生証か在学証明書、窓口に来る人の本人確認書類(代理人は委任状も必要)、マイナンバー確認書類か年金手帳 ※社会人から学生になった人は、失業の証明が必要なことがあります **申**直接、国民年金課か各支所の国民年金担当窓口へ **問**サンサンコールかごしま☎808-3333



市税の納付は安心・便利な口座振替で

◇金融機関や納税課・各支所の税務課にある口座振替依頼書で申し込みを ◇必要なもの…通帳、通帳印、納税通知書 ◇詳しくは市HPか納税課☎216-1190 FAX216-1196へ

水道・住まい

水道料金などの支払い方法に「PayPay(ペイペイ)」を追加

◇4月1日から水道料金と下水道使用料をスマートフォン決済サービス「PayPay」で支払えます **問**水道局お客様料金センター☎812-6171 FAX812-6175



水道メーターの検針にご協力を

◇2カ月に1度、水道メーターの検針を行っています ◇メーターボックスの中をきれいにし、上に駐車しない、物を置かない、飼いや犬は出入り口やメーターボックスから離してつなぐ、家の増改築などでメーターの場所を移すときは検針しやすい場所へ移すなど、ご協力をお願いします **問**水道局お客様料金センター☎812-6171 FAX812-6175

生ごみを粉砕する単体型ディスポーザは使用できません

◇ディスポーザ(生ごみ粉碎機)は、野菜くずや魚の骨など、台所の生ごみを砕いて水と一緒に下水道に流す器具です ◇ディスポーザの単体使用は、下水道管の詰まりや腐敗して悪臭の原因になるほか、下水処理にも支障を来すため使用を禁止しています ◇排水処理装置を備えているディスポーザ排水処理システムは使用できますが、事前に水道局との協議や書類の提出が必要です **問**水道局給排水設備課☎213-8521 FAX259-1627

市営住宅の入居申し込み

◇入居募集案内書を住宅センター、各支所、鴨池・鹿児島中央駅市民サービスステーションで配布しています ◇詳しくは募集案内書か市HPをご覧ください **問**県住宅・建築総合センター☎808-7502 FAX216-1389



交通

ご協力ください 電車・バスの乗車マナー

◇乗車時の列の割り込みはやめましょう ◇入り口ドア付近で立ち止まらないようにしましょう ◇リュックサックなどは手に持つか前に抱えましょう ◇座席に荷物を置かず、詰めて座りましょう ◇携帯電話は電源を切るかマナーモードにし、通話はやめましょう ◇大声での会話やヘッドホンからの音漏れに気を付けましょう ◇高齢者やヘルプカードを持つ人などに席を譲りましょう ◇車内でのマスク着用などせきエチケットを守りましょう **問**交通局電車事業課☎257-2116 FAX257-2119、バス事業課☎257-2117 FAX257-2134



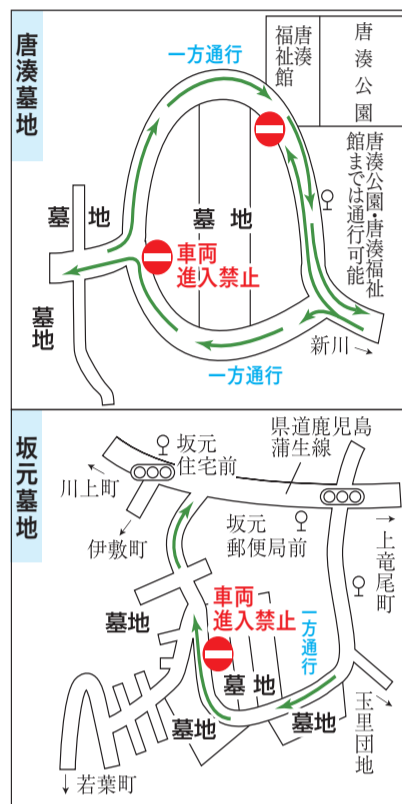
交通局ラピトレカ販売中

◇ラピトレカは、ラピカや敬老パスに1枚当たり1000円の積み増しができる商品券で、交通局各乗車券発売所で販売しています ◇市電・市バス利用者への入学・就職祝いなどにいかがですか **問**交通局内乗車券発売所☎257-2101 FAX258-6741



唐湊・坂元墓地周辺の交通規制

期3月20日(祝)・21日(日)の10～14時 ◇墓参りには公共交通機関のご利用を ◇唐湊墓地へは鹿児島交通の26番線の一部が「唐湊福祉館前」まで運行しています ◇運行時刻は鹿児島交通☎254-8970に問い合わせを **問**環境衛生課☎216-1301 FAX216-1292



お知らせ・募集

原付バイク オリジナルナンバープレートを無料で交付しています

◇申請方法など詳しくは市民税課☎216-1172 FAX216-1177か各支所の税務課へ



固定資産の縦覧と閲覧

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の資産と市内にある他の土地や家屋の価格とを比較できる制度です。

期4月1日(木)～5月31日(月)の8時30分～17時15分(土・日曜日、休日を除く)

所資産税課、各支所の税務課(東桜島税務係を除く)

料無料

問資産税課☎216-1180～1182・1185 FAX216-1168、各支所の税務課 ※東桜島税務係を除く



②固定資産課税台帳の閲覧

対固定資産税の納税義務者

所資産税課、各支所の税務課

料縦覧期間中の納税義務者本人の閲覧は無料(縦覧期間以外は有料)

問資産税課☎216-1180 FAX216-1168、各支所の税務課



①②共

◇必要なもの 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など) ※代理人は委任状も必要

バイク・軽自動車の廃車届や名義変更

◇軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の

バイク・軽自動車の所有者に課税されます

◇廃車届などの手続きをしないと所有者に課税されます

- ・使用不能の車両をそのままにしている
- ・ナンバープレートをつけたまま廃棄処分した
- ・譲渡したが名義を変更していない
- ・盗難にあった



区分	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車(125cc以下)、ミニカー(50cc以下)、小型特殊自動車	市民税課、各支所の税務課	印鑑、車名・車台番号・排気量、ナンバープレート(継続使用時は不要) ※名義変更のときは新所有者の印鑑も必要
軽二輪、小型二輪(250cc超)、軽三輪、軽四輪	軽二輪、小型二輪は九州運輸局☎050-5540-2089 軽三輪、軽四輪は全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所☎261-4011	

※一定の要件に該当する身体障害者などへの課税免除制度あり

問市民税課☎216-1172 FAX216-1177、各支所の税務課